

令和6年度秋田市措置入院患者等搬送業務委託

仕様書

秋田市保健所

1 業務名称

秋田市措置入院患者等搬送業務委託

2 業務委託の概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）の規定により、精神保健指定医の診察を必要とする者又は入院措置が必要と認めた者等を秋田県内の精神科医療機関等へ搬送する業務である。

3 委託期間

令和6年4月1日午前零時から令和7年3月31日午後11時59分までとする。

4 委託料

委託料は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3の規定により国土交通大臣の認可を受けた時間制の運賃とする。

5 搬送車両

乗車人数が7人以上10人未満の車両

6 業務委託の範囲

本業務委託において実施する業務の範囲は次のとおりとする。

(1) 搬送業務

(2) 各種報告業務

7 業務委託実施日等

(1) 業務実施日

本業務委託仕様書3に定める期間のうち、発注者から要請があつた日とする。ただし、複数の者と契約する場合の要請順については、協議の上定めるものとする。

(2) 搬送業務実施時間帯等

搬送対象者の乗車から発注者が指定した最終目的地に到着するまでの時間とする。

発注者から電話により依頼するので、受注者は、発注者が指定した時刻および場所に搬送車で到着すること。

なお、受注者が指定する場所に到着し、搬送対象者が乗車するまで30分を経過した場合は、乗車していなくても、委託料は発生するものとする。その場合の委託料発生開始時刻は、発注者が指定した時刻からとする。

8 搬送対象者

次の各号に掲げる搬送対象者を「措置患者等」という。

- (1) 精神保健福祉法第27条の規定により精神保健指定医の診察を必要とする者、入院措置が必要又は不要と認められた者
- (2) 精神保健福祉法第34条の規定により精神保健指定医の診察の結果、搬送が必要であると判断された者
- (3) その他、発注者が指定する者

9 搬送業務に従事する者の条件

- (1) 法人について

道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業の許可証を有していること。

- (2) 搬送車運転手について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に定める普通第二種免許を所持していること。

10 業務委託の内容

- (1) 搬送業務

ア 発注者から搬送依頼を受けた後、発注者が指定する時刻および場所に運転手が搬送車で向かう。

イ 発注者と合流後、発注者および措置患者等を搬送車に乗車させること。措置患者等の状態によっては警察官等も同乗する。

ウ 措置患者等を乗車させた後、発注者が指定する病院まで搬送車を運行すること。

なお、精神保健指定医の診察の結果、入院措置が不要となった場合は、診察を受けた者を自宅まで搬送する場合がある。

エ 搬送中に容態急変等があった場合、発注者に確認し、対応すること。

オ 病院到着後、搬送車運転手は搬送車内で待機すること。

カ 搬送車駐車場所等については、当該施設管理者又は発注者に確認し、従うこと（駐車料金の負担は発生しない。）。

キ 措置患者等搬送終了後は、発注者が指定する最終目的地へ向かい、発注者等を降車させること。

なお、措置患者等を病院へ搬送終了後の帰路については、発注者等は帰路途上で下車する場合、又は同乗しない場合がある。

ク 発注者は受注者に対し、搬送業務に必要な物品（使い捨てマスク、消毒用アルコール、ディスポシーツほか）を提供する。

- (2) 各種報告業務

ア 業務実績

受注者は、当月中に実施した搬送業務について取りまとめ、翌月10日までに、別紙「措置入院患者等搬送業務委託実績報告書」を作成し、発注者に提出すること。ただし、3月分については3月31日付けで提出するものとする。

なお、搬送業務が翌月に持ち越された場合は、搬送業務依頼を受けた月に属するものとする。

イ 業務に従事する者の名簿（任意様式で可）と運転免許証の写しを契約締結日に提出すること。変更があった場合はその都度速やかに提出すること。

(3) その他の注意事項

ア 高速道路等使用料について
発注者が負担する。

なお、ETC専用レーンは利用しない。

イ 事故等が発生した場合等の緊急時に備え、受注者は発注者と連絡をとれる体制の整備を行うこと。

ウ 秘密の保持等

搬送業務においては、措置患者等の人権やプライバシーへの配慮等、また、この契約の履行に関して知りえた秘密の保持に万全を期すこと。

エ 搬送車が使用できない時は、事前に発注者へ連絡し、協議をすること。

11 管理体制

- (1) 受注者は、本仕様書に基づき業務を誠実に履行すること。
- (2) 受注者は、委託業務を円滑かつ確実に行うため業務責任者を定め、発注者に報告すること。
- (3) 業務責任者は、委託業務を統括管理し、運行業務に従事する者に業務を指示するとともに指揮管理を行い、業務に関する発注者の要請および連絡を受ける業務を行う。
- (4) 搬送車両に同乗する発注者職員は、受注者の搬送車運転手に対して、指示・命令権限を有しない。

12 交通事故等の措置

- (1) 搬送車の運行に伴い自動車事故等が発生した場合は、受注者の責任において賠償、車の修復、事故処理業務等を行うこと（搬送車には、措置患者等、発注者職員等が同乗する。）。

- (2) 受注者が十分な措置を講じて搬送業務を実施したにもかかわらず、当該措置患者等によって搬送車運転手、第三者および搬送業務に使用する車両等に損害が生じた場合は、当該損害は発注者の負担とする。
- (3) 損害が発生した場合において、(1)又は(2)の規定によりがたいときは、発注者および受注者が協議して解決するものとする。

13 再委託に関する事項

受注者は、この契約について第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に書面で申請し、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

なお、「主たる部分」とは、本業務委託仕様書10の(1)および(2)の業務のことという。

14 委託料の支払い

委託料の支払いは、受注者から業務完了報告が適正に行われ、発注者の検査終了後、受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

15 その他

- (1) 本業務実施にあたって、関係法令を遵守すること。
- (2) 発注予定回数が不確定であるため、委託料は時間制運賃の単価契約とする。
- (3) 受注者は、市民の個人情報の重要性を認識し、個人の権利を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 搬送車内は、運行中であるかないかを問わず、喫煙をしてはならない。

16 事業担当

〒010-0976

秋田市八橋南一丁目8番3号

秋田市保健所健康管理課

TEL : 018-883-1180

FAX : 018-883-1158